

仕様書番号：39

100号建物2階扉交換役務

名 称	100号建物2階扉交換役務		図面 番号	1 / 6
図 面 名 称	表紙		縮 尺 _____	
陸上自衛隊大和駐屯地業務隊			令和8年6月18日	

仕 様 書

- 1 件 名 ： 1 0 0 号建物 2 階扉交換役務
- 2 場 所 ： 宮城県黒川郡大和町吉岡字西原 2 1－9 陸上自衛隊大和駐屯地
- 3 概 要 ： 親子扉 3 箇所撤去、スライドドア 1 か所新設、親子扉 1 か所新設
- 4 一 般 事 項
- (1) 仕 様 書

ア 本仕様書において特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による。

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版
- メーカー仕様書
- イ 各所寸法及び納まりは本仕様書を標準とするも、施工にあたり現地にて詳細な採寸等を実施すること。
- ウ 仕様書の記載並びに監督官の指示がなくとも、技術的に当然なすべき事は実施すること。
- エ 仕様書内容に疑義を生じた場合は監督官と協議し、「工事打合せ簿」として書面を提出する。この際、軽微な変更による請負金額及び工期の変更は行わない。
- (2) 着工届及び工程表

請負者は、契約締結後速やかに「着工届」「現場代理人等指名通知書」「下請負者設定等通知書」及び「工程表（計画）」各 2 部を提出し、監督官の承認を受けたのちに着工するものとする。なお、工事完了後に、工程表（計画）へ朱書き修正した「工程表（実施）」を 2 部提出する。

- (3) 材料検査
- 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品とし、特記事項で示された材料については、原則として「材料検査簿」を提出し、監督官の検査を受け合格した物を使用する。

- (4) 工事日報
- 請負者は、原則として工事期間中所定の様式による「工事日報」を、翌日（金・土・日は月曜日、祝祭日は翌日）正午までに監督官に提出すること。

- (5) 工事写真
- ア 公共建築工事標準仕様書 第 1 編一般共通事項 第 2 節 工事関係図書 1. 2. 4 工事記録及び「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）とともに、「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書」（防衛省整備計画局施設計画課制定）を参考とするものとする。

イ 施工前・中・後及び施工後隠蔽となる箇所、使用材料、その他監督官の指示する箇所について撮影し、写真帳として整理し提出する。

ウ 工事箇所以外の撮影は禁止する。

- (6) 竣工検査
- 工事竣工の際は、所定の様式による「竣工届」2 部を提出し、検査官の検査を受け、不合格の場合には、速やかに不備な箇所の手直しを行い再検査を受けるものとする。また、竣工時に検査が困難な箇所については、当該工程完了の都度検査官の立会を受けること。

- (7) 管理事項
- 許可無く、施工場所及び指定された場所以外への立入りを禁ずるものとする。

- (8) 発生材
- 産業廃棄物は、関係法令に従い場外処分とし、産業廃棄物管理票（A、B 2、D、E 票）の写しを提出するか、電子マニフェストを提出するものとする。なお、有価物（鉄くず等の売却い可能なもの）は、運搬・処分できる大きさに切断の後、「発生材調書」を添えて監督官等の指示する場所に運び入れ、整理集積し引き渡すものとする。

- (9) 残業（時間外工事）
- 1 7 時以降に工事が及ぶ場合には、当日 1 2 時までに「残業申請書」を提出し、監督官の承認を受けるものとする。また、工事は週休 2 日とし、閉庁日は休工を基本とするものの、やむを得ず閉庁日に工事が及ぶ場合は、前日 1 2 時までに「残業申請書」を提出し、監督官の承認を受けるものとする。

- (10) 工事用電力及び水道の使用
- 工事の実施にあたり、官側の水道・電気を使用しようとする場合は、「水道・電気使用申請書」を監督官に提出して許可を受けた後に使用することとし、仮設メーターの設置等については請負者側の負担とする。なお、官側の水道・電気を使用する場合は有料とし、会計隊の指示に従いその代価を支払うこと。

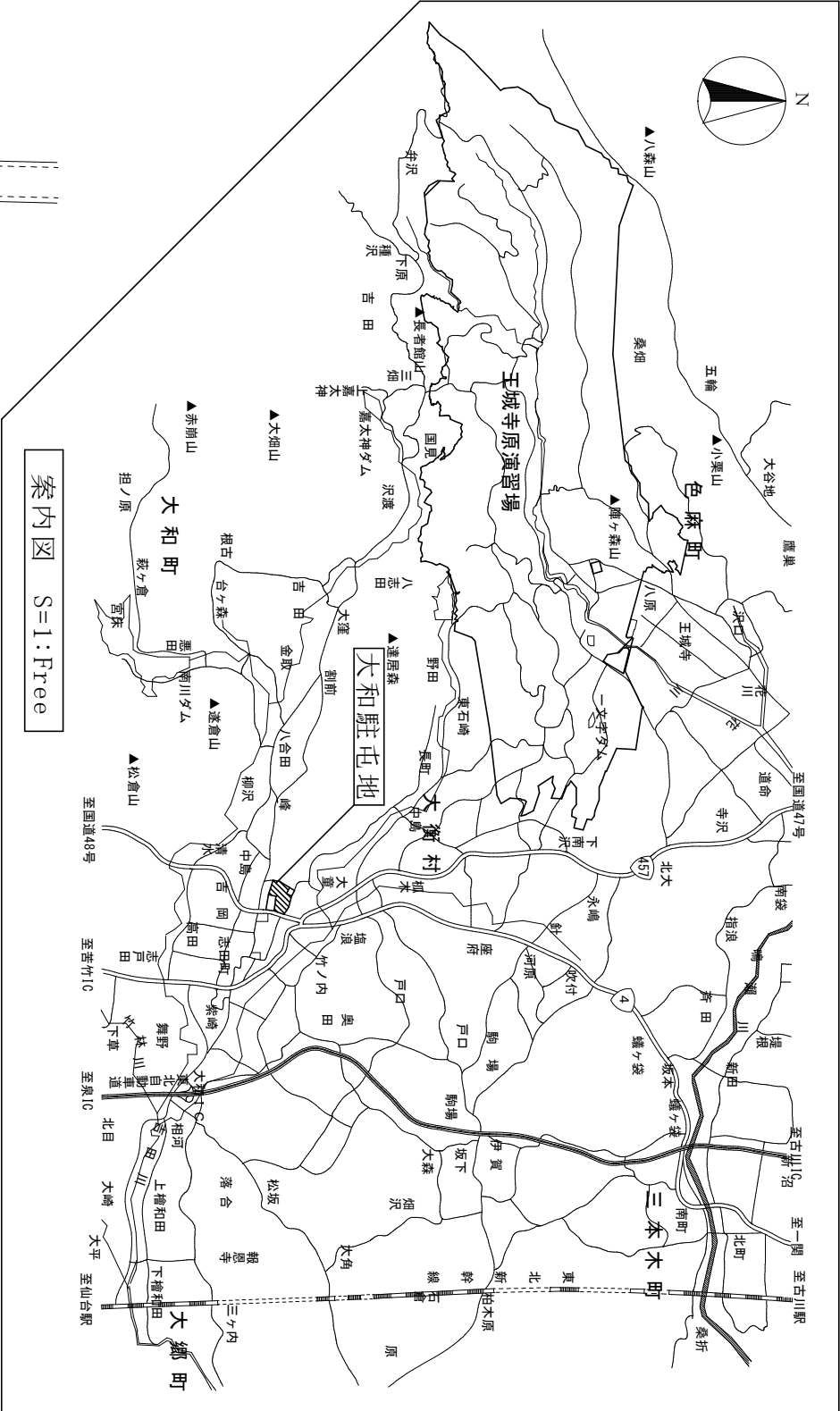
- (11) 火気使用
- 火気を使用する場合、「火気使用申請書」を監督官に提出し承認を受けた後に使用する。

- (12) 災害予防
- 災害予防については万全の対策を講じ、突発事故が生じた場合には、速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害・事故に伴う損害等は、全て請負者の負担とし部隊側としての補償は、一切行わない。

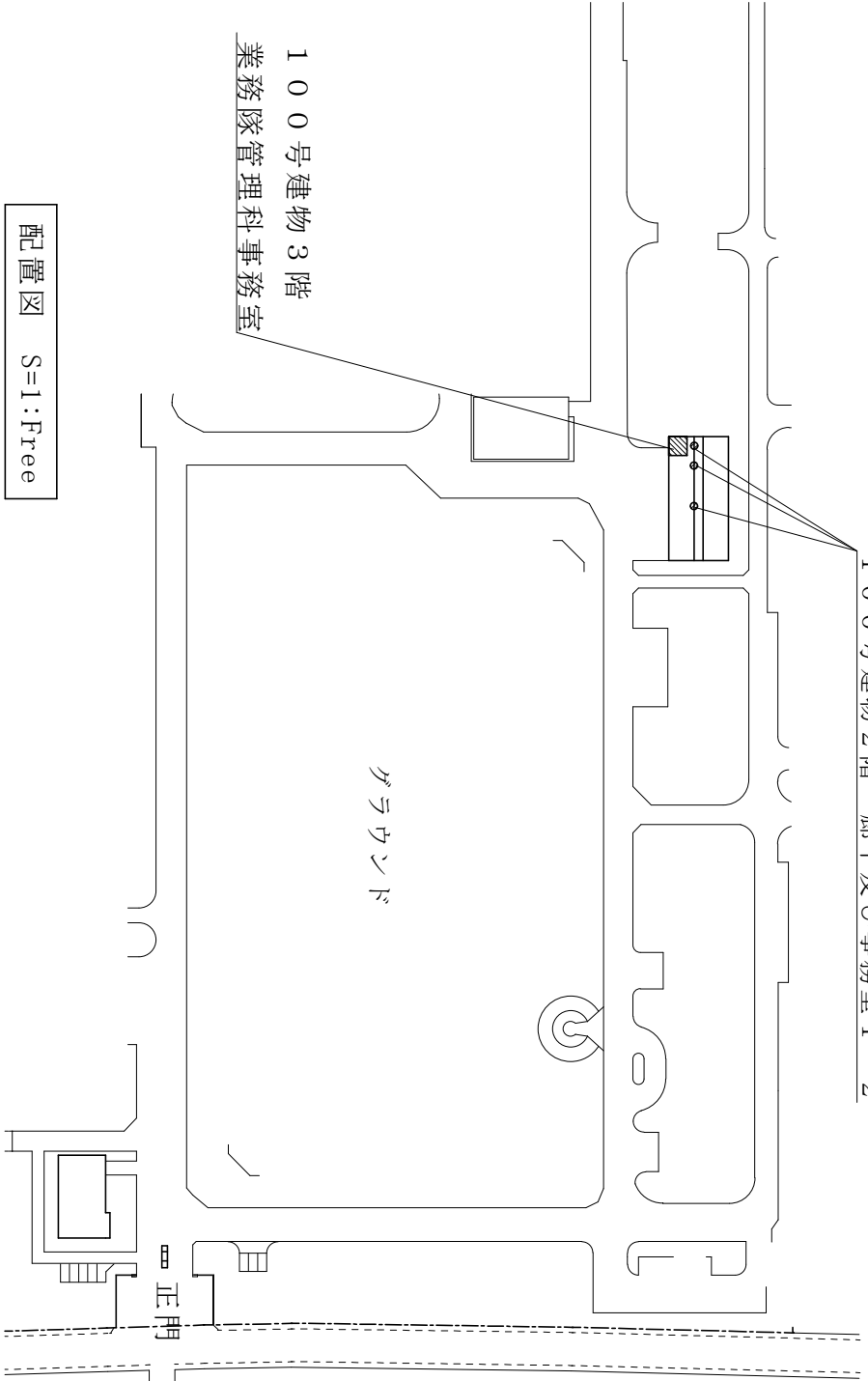
- (13) 原状回復
- 工事実施において、施設等に汚損損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において原状に回復すること。

- (14) 現場管理
- 工事現場は常に整理整頓を心掛け、必要に応じて搬出入経路及び作業範囲の清掃・後片付けを実施する。

工 事 称	1 0 0 号建物 2 階扉交換役務	図面 番号	2 / 6
		縮 尺	
図 面 称 名	仕 様 書 (1 / 2)	_____	
		陸上自衛隊大和駐屯地業務隊	



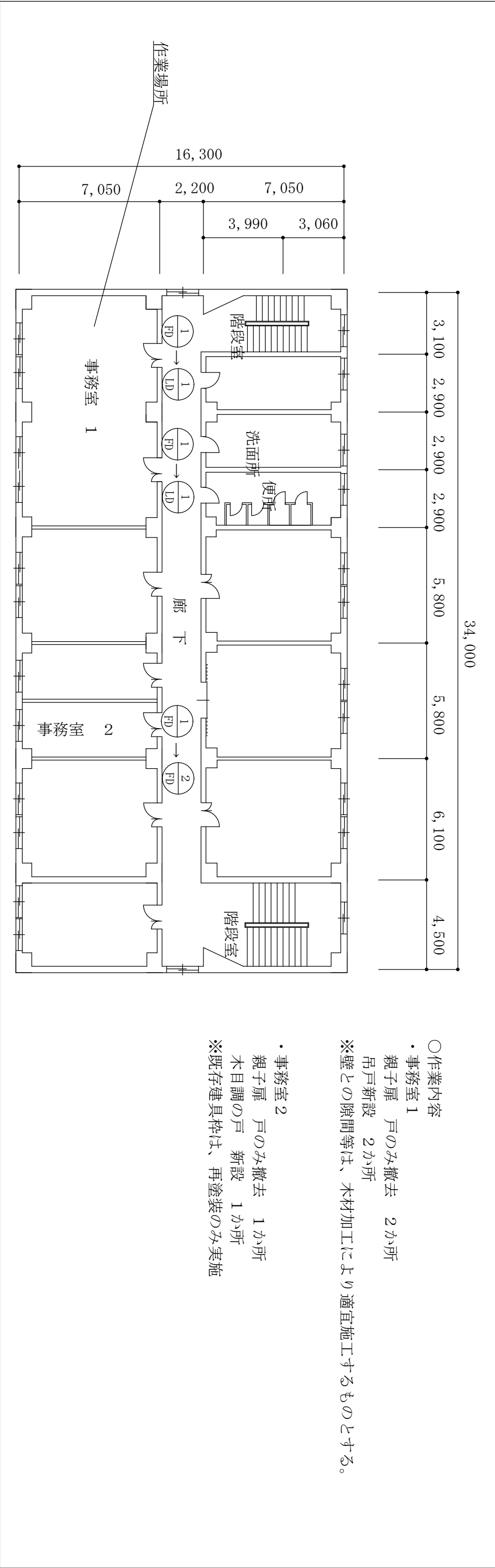
案内図 S=1:Free



配置図 S=1:Free

名称	100号建物2階扉交換役務		図面番号	4／6
図面名称	案内図・配置図		縮尺	—

陸上自衛隊大和駐屯地業務隊



符 号 ・ 名 称	1 FD 鋼製軽量吊戸 3箇所撤去 (1か所のみ親子扉のみ)	
形状及び寸法		
数 量 ・ 見 込 み	1	40mm
材質及び仕上	ポリエステル化粧合板フラッシュ	
硝 子		
建 具 金 物	ガラス取手φ25、表示錠 ドアクローザー（ストッパ付） 他メーカー指定品	

符 号 ・ 名 称	1 LD 鋼製軽量吊戸 2箇所新設	2 FD 軽量鋼製片開き扉 新設 親子扉のみ
形状及び寸法		
数 量 ・ 見 込 み	右開き：1、左開き：1	68mm
材質及び仕上	溶融亜鉛メッキ鋼板 SOP仕上	ポリエステル化粧合板フラッシュ
硝 子	透明フロート3mm（フイルム貼）沙ヨ5×5	なし
建 具 金 物	焼付塗装仕上げ、SUS下枠、ガイドレール引戸装置 ガラス取手φ25、表示錠 他メーカー指定品	木目調、ドアクローザー（ストッパ付） シングル箱錠、レバーハンドル（黄銅製）、内側マグネツ、 他メーカー指定品、建具枠再塗装（糸幅100mm）

名 称	1 0 0 号建物 2 階扉交換役務		図面番号	5 / 6
図 面 名 称	平面図 建具表		縮 尺	示
陸上自衛隊大和駐屯地業務隊				

